

井戸水を飲用している方へ

問い合わせ先 平塚市環境保全課 ☎ 0463-23-9969

FAX 0463-21-9603

井戸水の水質は一定ではありませんので、次のことに気をつけて井戸の適正な維持管理を行ってください。

井戸水は散水等の生活用水として使用し、飲用水は水道水を使用することをお勧めしています。

日常における管理のポイント

1 井戸の清潔を保ちましょう

井戸水の汚染を防止するため、井戸やその周りの清掃や点検をしましょう。

- 井戸やその周りに人や動物がみだりに立ち入らないよう柵の設置や施錠などをしましょう。
- 井戸やその周りには定期的に清掃を行い、常に清潔にしましょう。
- 圧力タンクを含むポンプ等の機械設備は、定期的に点検を行い、井戸のふたの破損や雨水の流入の有無などを確認しましょう。

2 水質検査をしましょう

細菌や化学物質による井戸水の汚染は、日常管理や点検だけでは気付きません。

定期的に水質検査を行いましょう。

- 井戸水を飲用に使用する前には、専門の検査機関に依頼して、3ページの表1の全項目水質検査(51項目)を行いましょう。
- 透明なコップに井戸水をくみ、色、濁り、臭い、味に異常がないか確認を随時行いましょう。
- 毎年1回以上、専門の検査機関に依頼して、水質検査(11項目+井戸周辺の状況から必要に応じた項目)を行いましょう。

➡ 水質検査について、詳しくは次のページをご覧ください。

3 井戸水は塩素消毒をしましょう

- 病原菌による感染を防ぐため、塩素注入機を取り付けるなどして井戸水を塩素消毒しましょう。
- 塩素消毒をする場合は、給水栓における遊離残留塩素濃度(0.1mg/L以上)の確認を随時行いましょう。

設置者自身が市販の検査キット(DPDという試薬による比色法など)により測定する方法もあります。

井戸水に異常があった場合は

直ちに飲用を中止し、速やかに環境保全課に相談してください。

水質検査について

- 水道水では、安全を確認する判断基準として、人の健康への影響やその他の必要な性状を考慮して、水道水質基準(51項目)が定められており、水道事業者(神奈川県企業庁)等が定期的にこれらの項目の水質検査を行って、安全を確保しています。

➡ 水道水質基準(51項目)については3ページの表1をご覧ください。

- 井戸水を飲用する場合は、設置者自らが水道水と同じように適正な水質検査を行い、安全を確認してから利用しましょう。

➡ 水質検査機関については4ページの表2をご覧ください。

- 井戸水の定期的な検査項目については、表1の「井戸水の検査の目安」を参照してください。

水道の供給区域にお住いの方へ

下記のように基準に適合しないケースもありますので、水道の給水区域では安全性が確認されている水道水を飲用しましょう。

(参考)神奈川県内の井戸水の水質検査で不適合事例があった項目

項目	水道水質基準値	項目の説明(健康への影響など)	家庭での対応
一般細菌	100個/mL以下	基準値を超えた場合、病原細菌の混入が疑われます。	煮沸
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157など病原細菌や糞便の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性があります。	煮沸
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	乳児におけるチアノーゼ(メヘモグロビン血症)の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれています。	困難
鉛	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	困難
ヒ素	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれています。	困難
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	煮沸
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		

表1 水道水質基準(51項目)

項目	水質基準値	項目の説明		井戸水検査の目安	
一般細菌	100個/mL以下	健康	細菌	(11項目) 基本的な項目として、毎年1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。	
大腸菌	検出されないこと				
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		非金属		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				
塩化物イオン	200mg/L以下	性状	一般性状		
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下				
pH値	5.8以上 8.6以下				
味	異常でないこと				
臭気	異常でないこと				
色度	5度以下				
濁度	2度以下	健康	金属		(8項目) 県内の井戸水において基準に適合しない例があります。人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目であり、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目です。
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				
四塩化炭素	0.002mg/L以下			揮発性有機化合物	
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				
ジクロロメタン	0.02mg/L以下				
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				
ベンゼン	0.01mg/L以下				
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	健康	金属	(21項目) 過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。	
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				
六価クロム化合物	0.02mg/L以下				
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		非金属		
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下				
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				有機化合物
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	性状	金属		
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				
銅及びその化合物	1.0mg/L以下				
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下				
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下				
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下			一般性状	
蒸発残留物	500mg/L以下				
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下			界面活性剤	
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下				
フェノール類	0.005mg/L以下			有機化合物	
ジェオスミン	0.00001mg/L以下				
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	臭気物質			
塩素酸	0.6mg/L以下	健康	消毒副生成物(塩素消毒によって増える物質)	(11項目) 塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。	
クロロ酢酸	0.02mg/L以下				
クロロホルム	0.06mg/L以下				
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下				
臭素酸	0.01mg/L以下				
総トリハロメタン	0.1mg/L以下				
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下				
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下				
ブロモホルム	0.09mg/L以下				
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				

水質検査機関

井戸水についての詳しい検査は、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で実施できます。料金、日程、採水容器など詳しくは、各機関にお問い合わせください。

表2 神奈川県内に検査を行う事業所がある検査機関

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-9208
株式会社江東微生物研究所	相模原市南区東林間 5-16-7	042-767-5581
オルガノ株式会社	相模原市南区西大沼 4-4-1	042-702-7820
株式会社ダイワ	平塚市東豊田 369	0463-53-2222
クリタ分析センター株式会社	厚木市森の里若宮 7-1	046-206-1210
株式会社総合環境分析	横浜市緑区鴨居 1-13-2	045-929-0033
株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	綾瀬市小園 1116	0467-79-8304
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	横浜市磯子区西町 14-11	045-752-2421
株式会社ショウエイ	川崎市幸区新川崎 2-6	044-589-1601

※県外にも神奈川県内を水質検査の区域としている水質検査機関がありますので、厚生労働省ホームページ掲載の「水質検査機関登録簿」でご確認ください。

厚生労働省ホームページへは、右の二次元バーコードからアクセスできます。

